

令和 4 年 6 月 1 日現在

機関番号：32621  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2018～2021  
 課題番号：18K01368  
 研究課題名(和文) 担保設定者等の負う与信情報開示義務・開示請求権等による信用リスクの適切な分配

研究課題名(英文) The Adequate Allocation of Insolvency Risk by Means of Duty of Disclosure of Credit Information on the Collateral Provider

研究代表者  
 小山 泰史 (KOYAMA, YASUSHI)  
 上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：00278756

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題設定、すなわち、「与信関係に新たに入ろうとする者に対して、信用を与えられる者(信用受信者)等に自己の債務状況の開示義務等を課すこと、すなわち、取引に入ろうとする者からの開示請求権を肯定することで、新たに与信を行おうとする者や担保の提供を行おうとする者にとっての、取引に伴うリスクを合理的に計算する手法を開発する」という枠組みは、相殺の抗弁や、所有権留保そもそも公示を要しないとする担保手段の存在によって、大きく減殺されることが明らかになった。これらの権利の存在は、信用情報の偏在を是正するという情報開示請求権の規定(開示義務)の機能を減殺することになる。

研究成果の学術的意義や社会的意義  
 動産・債権担保法改正の審議過程で、従来の動産・債権譲渡登記に加えて「担保ファイリング」が議論されている。これは、与信の可能性を公示して新規の融資を新たに行うものに対する警告機能を果たすことが企図され、まさに、本研究で議論してきた「公示によって既存の担保権者の内容の開示を担保設定者に求める」という手順が想定されている。ただ、2020年1月末にカナダ・McGill大学のWalsh教授に行ったインタビューでは、開示請求権の規定の有無は、調査の成否には影響しないとの回答がなされた。規定がなくても、照会に設定者が答えることが実務上一般化すれば、既存の担保設定の情報を新たな与信者は獲得可能なのである。

研究成果の概要(英文)：This research project has set up such as preposition; The debtor's duty of disclosure on their credit provides adequate tools for balancing of information asymmetry. In other words, if potential credit provider make use of information disclosure rights, debtor-creditor relationship may achieve more flexible and effective cost saving. However, such disclosure rights could not work well by some other non-disclosure rights, e.g. right of set-off or title retention clause.

研究分野：民法

キーワード：担保開示請求権 動産・債権担保法改正 担保ファイリング 担保所有権

## 1. 研究開始当初の背景

民法 467 条 1 項・2 項は、A が B に対して有する債権を C が譲り受けようとする場合、C は譲渡される債権の債務者である B に対して、その債権が確かに A に帰属しているかについて照会し、もって譲渡される債権の取得を確実なものとする制度を定める。このとき、B は、債権の帰属に関するインフォメーションセンターの役割を果たす。しかし、従来、B には C に対してその照会に応じる義務はないとされてきた。その結果、B の認識を通じて債権の帰属を確定させるという制度設計は、極めて不完全なものとなっている。しかし、仮に、その債権を譲り受けようとする者からの照会に対して、債務者 B に関連する情報の応答義務を課せば、C は安心してその債権を譲り受け、仮に担保目的の債権譲渡であるなら、B は、自己の A に対する貸金債権の回収に取り組むことができる。裏面からいえば、C の B に対する情報開示請求権を肯定することで、B の利益の保護をより確実なものとするのが可能になる。

他方で、動産・債権譲渡特例法の定める動産譲渡登記において、登記概要事項証明書ないし登記事項証明書に記載された譲渡人に対する直接の開示請求が認められれば、公示方法として不完全である占有改定（民法 183 条）によって既に対抗要件を備えた債権者の存在が明らかになる等、可視化されていない与信リスクを知る機会を得ることができる。

自己の行う信用供与のリスク評価のための情報開示や、債務者のために担保の提供をするに当たっての情報提供については、2017 年 5 月下旬に成立した民法（債権法）改正後の民法 465 条の 10 第 1 項は、保証人となる者に対し、誤った情報の開示に基づき保証人となったことによるリスクから、爾後的に撤退してリスクを回避する手段（保証契約の取消権）を規定するが、その前提として、主たる債務者に自己の与信情報（既存の債務額等）の開示義務を課している。

## 2. 研究の目的

本研究は、与信関係に新たに入ろうとする者に対して、信用を与えられる者（信用受信者）等に自己の債務状況の開示義務等を課すこと、すなわち、取引に入ろうとする者からの開示請求権を肯定することで、新たに与信を行おうとする者や担保の提供を行おうとする者にとっての、取引に伴うリスクを合理的に計算する手法を開発しようとするものである。

例えば、アメリカ統一商事法典（Uniform Commercial Code, UCC）第 9 編（Article 9）が定めるファイリングは、notice filing（ファイリングによる警告）と呼ばれ、与信公示書（financing statement）と呼ばれる文書が登録され、調査をする者はまずこの書面にアクセスすることが期待されている。しかし、与信公示書には、担保目的物の記載内容として、「在庫商品、売掛債権債権」等の概括的な記述しか有せず、情報の詳細については債務者や当該担保権者への照会をすることが前提とされている。けれども、各州の UCC 第 9 編には、このような照会に対して担保権者が対応することを義務づける条文はない。仮に、これから担保貸付けをしようとする者が、債務者から任意の協力を得られなければ、情報をさらに得ることは困難を来す。

ところが、アメリカ UCC 第 9 編を継受したカナダの各州の Personal Property Security Act（PPSA）においては、UCC 第 9 編が導入を挫折したとされる情報開示請求権が規定さ

れている。すなわち、登録された与信公示書には担保目的物について概括的な記載しかないが、その担保目的財産について利害関係を有するいかなる者であっても、債務者の債権者等と並んで、担保設定契約書（security agreement）本体、および現在の残債務額、および、担保目的財産の正確な範囲に関する情報の開示を求める請求権を有するとされる。

カナダ法を基幹としたこれらの海外の立法の動向を検討することで、担保権の公示とその公示を契機とする信用情報の調査のあり方について、新たな知見を得ることができると考えて研究に着手した。

### 3. 研究の方法

2019年後半より、法制審議会で「動産・債権担保法制」に関する部会が立ち上がり、本格的な改正の議論が開始された。曾於議論の過程で、動産・債権譲渡登記とは異なる「担保ファイリング」と呼ばれる新たな公示方法の採否が検討されつつある（商事法務編『動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書』（商事法務・2021年）54頁以下等）。この「担保ファイリング」は、大要、UCC第9編の与信公示書のように、担保権の設定ではなく、その設定の可能性を公示することを企図し、もって新たな融資者に対して既存の担保権を調査するきっかけを提供するものである。

しかんながら、その一方で、所有権留保については特段の公示方法を設けないという提案も同時になされておられ、この提案が採用されると、既存の留保所有権の存在を確認する端緒は与えられないこととなる。また、後述の研究成果（4）で明らかにしたように、第三債務者の相殺の抗弁の有無等は、これら「担保ファイリング」を再Y0牛他としても、なおその存否を容易には発見できないものである。

以上より、本研究の課題設定によっては、今なお十分にカバーできない領域が残されていることが明らかとなってきた。020年1月26日から2月1日までの間、カナダのトロントとモントリオールに調査に向き、カナダ動産・債権担保制度上、利害関係者から担保権者に対する情報開示請求制度が果たす機能等について、トロント大学のAnthony Duggan教授や、McGill大学のCatherine Walsh教授らにインタビュー調査を行った。特にCatherine Walsh教授から、ケベック州1991年民法典における所有権留保に関する規律が、他のカナダのコモンローを母法とする州の立法（Personal Property Security Act, PPSAと略称される）と異なり、信販会社が所有権留保をする類型を承認していないという知見を得ることができた。その新たな知見は、比較法的に見て非常に重要な示唆を含むものであった。また、そのインタビューにおいて、PPSAの定める担保開示請求権が実際に使われることは稀であり、たとえ明文の規定が制定法に存在しなかったとしても、照会に対して担保設定者は積極的に既存の担保権設定について回答をするのが実務上一般的である、との示唆を得た。この指摘は、制定法上の担保設定開示請求権の有無が、担保設定者による積極的な情報開示へのインセンティブを与えるとは、必ずしも表す音が難しいことを示しているのではないかと。

加えて、後掲（4）の論文での検討から、担保設定者に対して情報開示請求をしたとしても、当該担保設定者と第三債務者間の法律関係から、第三債務者にどのような相殺の抗弁が成立し得るかは、設定者に対する開示の請求によっても明らかにすることができないことも判明した。

結論としては、本研究の課題設定、すなわち、「与信関係に新たに入ろうとする者に対して、信用を与えられる者（信用受信者）等に自己の債務状況の開示義務等を課すこと、すなわち、取引に入ろうとする者からの開示請求権を肯定することで、新たに与信を行おうとする者や担保の提供を行おうとする者にとっての、取引に伴うリスクを合理的に計算する手法を開発する」という枠組みは、相殺の抗弁やそもそも公示を要しないとする担保手段の存在によって、大きく減殺されることが明らかになったということが出来る。

### 4. 研究成果

(1) 小山泰史「自動車売買で所有権留保の合意がされ、代金債務の保証人が販売会社に代金全額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で自動車につき販売会社名義の登録がされているときは、保証人は、留保所有権を別除権として行使することができる」金融・商事判例1548号8～13頁（2018年）

最2小判平成22・6・4（民集64巻4号1107頁）は、自動車の売買代金の立替払をしたうえで、購入者から立替金の支払を受けるまで自動車の所有権を留保する者は、再生手続開始の時点で当該自動車につき自己を所有者とする登録をしていない限り、留保

所有権を別除権として行使することはできないと判示した。本稿は、同判決の判断を例外と判示する、最判平成 29・12・7 民集 71 卷 10 号 1925 頁に関する判例評釈である。同判決は、その理由づけとして「購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るといふべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない」としている。このような論理の下では、登録名義が権利関係の調査の端緒としては機能しないことを認めることになってしまうことが明らかになった。

(2) 小山泰史「[在庫商品を目的とする所有権留保と流動動産譲渡担保の競合](#)」論究ジュリスト 29 号 (2019 年) 170~178 頁

かつて最判昭和 62・11・10 (民集 41 卷 8 号 1559 頁) は、「第 1 ないし第 4 倉庫内及び同敷地・ヤード内」の「普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品」といういわゆる「全部譲渡方式」によって集合物に特定性を認め、その倉庫内に商品を引き渡した動産売主による動産売買先取特権に基づく競売を認めなかった(譲渡担保権者に第三者異議の訴えを肯定)。同判決は、民法 333 条の「引渡し」には占有改定を含むため(大判大正 6・7・26 民録 23 輯 1203 頁)、特定動産譲渡担保の場合と同様、流動動産の譲渡担保権者は同条の第三取得者として引渡しを受けることになる結果(両者の競合は民法 333 条により規律される)、売主は、動産売買先取特権を行使できないとの結論に至った。そこで、売主としては、買主である譲渡担保設定者との間で、その商品供給契約中に所有権留保の特約を入れることで、自衛策を講じることを考えることになる。本稿は、近時登場した最高裁平成 30・12・7 がこの問題を検討しているため、当該判決の射程について詳論したものである。

(3) 小山泰史「[所有権留保の対抗要件立法に関する若干の検討](#)」法律時報 92 卷 11 号 44~49 頁 (2020 年)

2019 年度より開始された「動産・債権担保法制」に関する法制審議会の案では、「所有権留保の対抗要件及び公示制度」に関して、「案 1 対抗要件が必要である旨の規律を設ける。」「案 2 所有権留保の存在を公示する制度を設け、ただし、これを対抗要件とはしない。」「案 3 所有権留保の対抗要件や公示手段について、特段の規律を設けない。」という提案をしている。対抗要件を設けない案では、買主の占有する在庫商品に所有権留保が付されているかどうかを、留保買主に照会して確認する制度を構想する前提が欠けることになる。

そこで、本稿では、日本法における議論の状況を概観したうえで、カナダ・ケベック州 1991 年民法典における所有権流本について検討した。同法において担保物権は、法定・約定を問わず全て「抵当権」(hypothec) と呼ばれるが、同法第 1745 条は、「所有権留保は、所有権留保が売買の日から 15 日以内に公示されることを条件に、売買の日から第三者に対抗できる。」と規定していることを手がかりに、所有権留保自体の公示手段の要否について検討を行った。

(4) 小山泰史「[賃料債権に対する物上代位と相殺: 2017 年改正民法 511 条 2 項の射程](#)」上智法学論集 64 卷 3・4 号 57~75 頁

最判平成 13・3・13 (民集 55 卷 2 号 363 頁) の説示は、賃借人の相殺期待を抵当権者の物上代位に劣後させるものである。では、その結論は、2017 年改正後の民法 511 条の下でも維持されるのか。2017 年の改正民法 511 条は、後述するように、いわゆる「無制限説」を 1 項で採用し、さらに「差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押え債権者に対抗することができる」として、相殺に対する保護を拡張した。とりわけ、相殺適状が生じていなくても、「前の原因」に基づいて自働債権を物上代位の差押え前に取得していれば、相殺が優先するのか。また、仮に相殺が物上代位に優先する余地があるとしても、自働債権の「前の原因」は、物上代位の差押え(民 372 条・304 条)の前であれば足りるのか、それとも、抵当権設定登記前にあることを要するのか。2017 年民法改正が、最判平成 13・3・13 にどのような影響を与えるかについては、未だ解明されていない点が少ないように思われる。そこで、本稿は、以上の問題について若干の検討を行った。

少なくとも、相殺の抗弁は、担保権の設定者にその設定にかかる担保権等の開示義務を課したとしても、相殺自体が「担保権」とは言えないため、情報開示の対象になるとは考え難く、また、「前の原因」に基づいてどのような相殺権が生じるかは、その時怒気の状態によって異なってくる。このことより、本研究による課題設定ではカバーできない問題領域があることが明らかとなった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小山泰史	4. 巻 92巻11号
2. 論文標題 所有権留保の対抗要件立法に関する若干の検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小山泰史	4. 巻 23
2. 論文標題 在庫商品を目的とする所有権留保と流動動産譲渡担保の競合	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 170 - 178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小山泰史	4. 巻 1548号
2. 論文標題 自動車売買で所有権留保の合意がされ、代金債務の保証人が販売会社に代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で自動車につき販売会社名義の登録がされているときは、保証人は、留保所有権を別除権として行使することができる	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 8 - 13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小山泰史	4. 巻 64・3-4
2. 論文標題 賃料債権に対する物上代位と相殺：2017年改正民法511条2項の射程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 57-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小山泰史
2. 発表標題 自動車売買で所有権留保の合意がされ、代金債務の保証人が販売会社に代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で自動車につき販売会社名義の登録がされているときは、保証人は、留保所有権を別除権として行使することができる
3. 学会等名 日本法律家協会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小山泰史
2. 発表標題 所有権留保売買と集合動産譲渡担保の競合
3. 学会等名 横浜弁護士会・横浜実務民事法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------